

キャスティングPRサービス個別規定

(キャスティングPRサービス概要)

第1条 当社は、キャスティングPRサービス（以下、「本サービス」という。）として、お客様の事業のPRを行うクリエイター・タレント・インフルエンサー等（以下、「クリエイター等」という。）の紹介・斡旋、クリエイター等をして行わせるお客様の事業のPRを行います。

(業務仕様・費用)

第2条 本サービスにおいて実施される個別の業務の仕様は、業務仕様書・見積書等に定める通りとします。

(契約期間及び解約)

第3条 本契約の契約期間は本サービスの開始日から見積書等に定めた期間とします。同見積書等に定められている契約期間が3ヵ月以上であって、更新するものとされている場合には、契約期間満了の1ヵ月前までに告知の無い場合には、当該契約期間と同期間更新され、その後も同様とします。契約期間中は、契約期間全体の委託料を支払った場合以外は解約できません。

(知的財産権)

第4条 本サービスの遂行の過程において何らかの成果物が制作された場合、当該成果物の著作権は当社又はクリエイター等に帰属し、本サービスの利用の範囲において、お客様に使用が許諾されます。

(確認事項)

第5条 本サービスの性質上、本サービスの履行によって、一定以上のPR効果が発生すること、ブランドイメージの低下等PRと逆の効果が発生しないこと、お客様の顧客やその他の取引先からの批評やクレーム、法的請求が発生しないこと、所謂炎上等が発生しないことやそれらの回復措置が必要とならないことは保証されません。クリエイター等が行ったPR行為については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

(損害賠償等)

第6条 当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意または過失によりお客様が損害を被った場合でも、当社が負う補償義務はPRサービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ